

老朽危険建物の解体費用を助成します

空家などが長期にわたって放置され、適正に管理されないまま老朽化すると、瓦や外壁が落下したり、倒壊したりして、近隣の人や通行人に危険が及ぶおそれがあります。また、防災や防犯、景観、衛生などの面でも、周囲の環境に悪影響を与えます。

市では市民の皆さんの安全な生活環境や、まちの良好な景観を維持するために、老朽化して危険性の高い建物を解体する費用を助成します。



■ 対象となる建物

周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている木造または軽量鉄骨造の建築物。

※市の職員が、隣接地に与える影響や破損の程度などについて事前に判定を行い、基準を満たしているもの。また、既に工事の契約や着工しているものを除きます。

■ 対象者

- ・建物の所有者または相続関係者
- ・市内の工事施工者が解体工事を行うもの

■ 助成金額

解体費用の2分の1（上限：50万円）

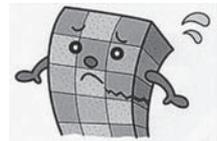
■ 募集件数

15件程度（先着順）

うきは市ブロック塀等撤去費補助事業

市では、地震等により倒壊したブロック塀等が、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀等の撤去費を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀のことです。



■ 対象者

- ・ブロック塀等の所有者または相続関係者
- ・市内の工事施工者が撤去工事を行うもの
- ・本市の市税を滞納していないこと

■ 募集件数 20件程度（先着順）

■ 補助金額

撤去費用の2分の1（上限：10万9千円）

■ 対象となるブロック塀等

市耐震改修促進計画に定める避難路（国・県・市道や通学路）に面する高さ1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れまたは傾きが認められる等、特に危険な状態にあるもの。

※市の職員が現地調査を行い、市で定める「ブロック塀等の診断カルテ」で基準を満たしているものに限る。また、既に工事の契約や着工しているものを除きます。

がけ地近接等危険住宅移転事業

市では平成24年及び平成29年に発生した九州北部豪雨をはじめとする土砂災害により、大きな人的・物的被害を受けています。こうした土砂災害から生命、身体及び財産を守るために、がけ地の崩壊等のおそれのある地域にお住まいの人を対象に住宅移転の補助を行います。

■ 対象者

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、福岡県建築基準法施行条例第5条により建築が制限されている範囲内に、福岡県が上記の区域を指定する以前から区域内に建っている住宅に住まわれている人

※土砂災害特別警戒区域の指定箇所は福岡県砂防課ホームページでご確認ください。

(<http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>)

■ 助成金額

- ・既存住宅の撤去費、動産移転費として1戸当たり97万5千円
- ・新しく市内に住宅を建築または購入するために要する資金を金融機関から借り入れた場合、借入金の利子相当額（上限：建物分325万円、土地分96万円）



●問合せ 住環境建設課 建設管理係 ☎75-4983

補助を受けるためには、必ず市と事前協議が必要となります。また、事業年度の2月末までに事業完了の報告を行ってください。